トライアル契約書（猫用）

◯トライアル期間

　　　年　　　月　　　日　〜　　　　年　　　月　　　日

◯猫の情報

|  |  |
| --- | --- |
| 仮名 |  |
| 年齢 | 　　　　歳　　　　　ヵ月 |
| 性別 |  |
| 種類 |  |
| 毛色 |  |
| 不妊去勢 | 　　　　済　　・　　未 |
| その他(ワクチン接種状況など) |  |

記

1. トライアル期間について

上記に記した「トライアル期間」は、譲渡される予定の猫にとってふさわしい環境を作ることができるかどうかを、譲り受ける予定の方（以下、譲受予定者）と、譲渡する団体（以下、団体）双方が確認するための期間となります。

1. 所有権について
2. 本契約書によって譲渡される猫は「仮譲渡」となります。トライアル期間中、譲渡予定の猫の所有権は団体にあり、所有権の譲渡は、正式譲渡契約をもって行います。
3. トライアル期間中、団体から譲渡予定の猫の返還要求があった場合、譲受予定者はこれに速やかに応じなければなりません。
4. 譲受予定者に、譲渡予定の猫を第三者に譲渡する権利はありません。
5. 譲渡予定の猫の返還について
6. 下記の事実が認められた場合、その時点で譲渡予定の猫は団体に返還することとなります。

・本トライアル契約書記載内容に対する違反が認められた場合

・本トライアル契約書記載の住所、身分などに虚偽の内容があった場合

・動物を飼うのに不都合な事実の隠蔽（経済面、住宅面、健康面など）があった場合

・譲渡予定の猫の、業者への転売、虐待（飲食の制限、無視などを含む）、繁殖目的での譲渡など、本トライアル契約の主旨に反する行為が若干でも認められた場合や、その疑いを抱かせるような行為・態度が認められた場合

・住所変更に際し、団体への変更通知を故意に怠った場合

1. 譲受予定者は、トライアル期間中に、家族および先住動物と譲渡予定の猫との相性に不安を感じた場合、その他譲受予定者の自己都合により団体への返還を希望する場合、団体はこれを拒めないものとします。その場合、交通費など返還にかかる費用は譲受予定者負担とします。
2. トライアル期間終了後、団体の審査により譲渡不成立となることがあります。
3. 飼育放棄（飼えなくなること）について
4. 譲受予定者は、トライアル期間中、いかなる理由（結婚、離婚、出産、リストラ、倒産、海外赴任、火事、病気、アレルギー、自然災害、譲渡予定の猫の問題行動や疾患など）をもってしても、飼育放棄はできません。
5. 万が一、飼育が困難になった場合は、譲受予定者は速やかに団体に報告し、譲渡予定の猫を返還しなければなりません。
6. 近況報告および面会請求について
7. トライアル期間中は、下記の頻度と内容で近況報告をお願いします。

※使用時に記入

・1週目……\_\_\_\_回/週、2週目以降……\_\_\_\_回/週

・送付するもの……写真、報告日の体重、自宅での様子などのコメント

1. 譲受予定者は、トライアル期間中および正式譲渡契約後も、団体からの写真請求や面会請求に随時応じなければなりません。
2. 飼育環境に改善の必要があると団体がみなした場合には、譲受予定者は誠意を持って対応し、譲渡予定の猫の飼育にふさわしい環境を整えなければなりません。また、団体はそのための相談に応じ、指導する義務を負います。
3. トライアル期間中の飼育環境について
4. トライアル期間中、譲渡予定の猫は、完全に室内で飼育するものとし、ベランダに出すことも禁止します。
5. 飲水を毎日取り替え、食器は使用のたびに洗浄してください。また、猫用のトイレ砂を用意し、排泄物を毎日掃除してください。
6. 譲渡予定の猫が誤って異物や毒物を食べてしまわないように、飼育環境は常に清潔に保ち、衛生状態に気を配るようお願いします。
7. トライアル期間中の健康管理について

譲受予定者は、譲渡予定の猫の健康観察を怠らず、万一異常が認められた場合は、速やかに獣医師の適切な診断、および治療を受けさせなければなりません。

1. トライアル期間中の費用の負担について

譲渡予定の猫の飼育にかかる食費、治療費などを含むすべての費用は、譲受予定者の負担とします。

1. 迷子札の装着について

譲受予定者は、譲渡予定の猫に「譲受予定者の名前、および住所」を明記した迷子札を装着させてください。

1. トライアル期間中の事故などについて
2. 譲渡予定の猫を逃がしてしまった場合は、速やかに団体へ連絡をお願いします。
3. 譲渡予定の猫を死亡させてしまった場合は、獣医師による死亡診断書を団体にご提出ください。
4. 譲渡予定の猫の死因に不審な点がある場合は、譲受予定者は法的責任を問われることがあります。
5. 譲渡予定の猫による咬傷事故等については、譲受予定者がすべての責任を負うものとします。
6. 本「トライアル契約書」について

本トライアル契約書は2通作成し、譲受予定者、および団体がそれぞれ1通を大切に保管するものとします。

1. 正式譲渡について

正式譲渡については、別途「正式譲渡契約書」を作成し、譲受予定者、および団体の署名をもって成立します。

以上

上記について、譲受予定者はこれを遵守し、譲渡予定の猫の性格・習性を理解するよう努め、家族の一員として責任を持って飼育する事を誓約します。譲受予定者、およびその家族全員、ならびに団体は、上記についてすべて承諾し、両者合意のもと、トライアル契約を結ぶこととします。

　　　年　　　月　　　日

**団体名：**◯◯◯◯◯◯◯◯

代表者氏名：◯◯◯◯◯

住所：◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯

携帯番号：xxx-xxxx-xxxx　メールアドレス：xxxxxxxx@xxxx

**譲受予定者 氏名：**◯◯◯◯◯◯◯◯　(印)　　緊急連絡先（携帯番号）：xxx-xxxx-xxxx

身分証（免許証・マイナンバーカード・その他）

住所：◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯

自宅電話番号：xxx-xxx-xxxx　メールアドレス：xxxxxxxx@xxxx